

全商連共済会総会の成功めざし

会員加入率90%の達成で 大きな民商共済会を

札幌中部民商

めざす民商共済会50周年、地域で振るきた民商を

札幌市中央区
南1条西14丁目
TEL281-2808
FAX281-2832
ホームページ
<http://www.tyu-min.com>
Eメール
info@tyu-min.com

6月19・20日の日程で全商連共済会総会が新潟で開かれます。
中部民商では「A会員比90%の達成」を目標に、役員を先頭に奮闘しています。
共済会に未加入の会員は、ぜひ加入しましょう。また家族・従業員も加入できます。

**現在80人の会員が未加入！
あと18人加入で90%達成！**

現在民商会員は626人で、会員比は87・2%です。あと18人の会員が共済会に加入すると90%を達成する事ができます。
民商共済会は保険業法の問題で、金融庁とたたかっています。政府・金融庁の狙いは、保険業法で共済会に規制をかける事と、これを機会に民商を潰す事です。
民商が潰されてしまうと、税務署の攻撃や中小業者いじめの政治がますます強まってくる。
民商を守り、私たちの営業と暮らしを守るためにも、多くの会員の皆さんが共済会に加入する事を強く訴えます。

民商・全商連共済会 大きな魅力！

①無条件で加入できます

民商会員とその配偶者は、年齢・健康状態（入院・通院中）に関係なく無条件で加入できます。

②自前の共済で大きな安心

会費は月1000円で、民商会費と一緒に集めます。この会費から入院等の見舞金や祝金等を手渡しています。

③健康診断にも取り組んでいます

誰もが気軽に健診を受けて、早期発見・早期治療ができるよう、勤医協病院とも協力しながら少ない負担での健康診断活動に取り組んでいます。

※民商共済会について詳しく知りたい方は、共済役員または事務局までお問い合わせ下さい。また、中部民商ホームページの共済会のページでも紹介しています。

今回の法改正は、借り手の返済能力を超える貸付を行う金融業者によって多重債務者の増大や、自己破産者の急増を食い止める事を目的に行われました。
改正貸金業法の主な内容は、
①借入は年収の3分の1の範囲
②グレーゾーン金利の撤廃（上限金利は利息制限法に統一）
③金融業者の参入規制”等です。
質問では「これ以上の借入ができなくなった場合、どのような方法があるのか」「過払請求をするとならば借入はできないのか」などのリアルな実態も出されました。



▲改正貸金業法を学ぶ役員・会員の皆さん

6月から施行される「改正貸金業法」の学習会を18日に行い、役員・会員・事務局が参加しました。
講師には、たかさき法律事務所の島田弁護士が務め、法改正の流れや法律の内容、今後の対策について説明しました。

「制度と内容を学ぶべし」 改正貸金業法学習会開く

☆改正貸金業法の主なポイント☆

- ①借入残高の総額は年収の3分の1を上限とする（収入を証明する資料として確定申告書の提出を求められる）
- ②ただし、住宅ローンやマイカーローンなどについては適用除外となる（借入残高にも算入されない）
また、クレジットカードのショッピングについては改正貸金業法の対象外。
- ③自営業者が事業の運転資金として借入する場合は、事業計画・収支計画・資金計画を用意する必要がある（簡素なフォーマットは日本貸金業協会が作成中）

※内容については、次週以降のニュースでもお知らせします
※不明な点については、民商へ相談下さい

島田弁護士は「中小企業向けのセーフティネット貸付制度など、公的な制度融資の充実や、生活福祉資金の拡充など、政府・自治体等の補償が急務」と答えながら、「法律施行後については、資金繰りの悪化による廃業や倒産、生計困難が予想されます。相談料がからまない制度もあるので、活用しながら気軽に相談して下さい」と述べました。